

事務連絡
令和2年7月16日

各都道府県スポーツ担当課
各都道府県教育委員会スポーツ担当課
各指定都市教育委員会スポーツ担当課
関係各国公私立大学担当課 御中
関係各国公私立高等専門学校担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体担当課

スポーツ庁健康スポーツ課

遊泳中の事故防止に関する安全啓発について

平素よりスポーツ庁の取組に対しまして御理解と御協力を賜り、心より感謝申し上げます。

水泳等の事故防止につきましては、「水泳等の事故防止について（通知）」（令和2年4月28日）のとおりに周知させていただいておりましたが、別紙のとおりに海上保安庁より、遊泳中の事故防止に関する知識の習得を目的とした安全啓発動画を作成されたので、学校等に広く活用するよう依頼があったところです。

各学校等において水泳等の事故防止に取り組む際に、当該動画を活用することで、より円滑な安全啓発の実施につながることが期待されます。

つきましては、これらの事故防止のための安全確保が図られるよう、都道府県・指定都市及び都道府県教育委員会におかれては、関連する部局・課及び管内の市区町村及び市区町村教育委員会に周知していただくようお願いいたします。

（参考）

政府インターネットテレビ「海のプロにきく”遊泳時4つの心得”」

<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg20942.html>

【本件担当】

スポーツ庁健康スポーツ課スポーツ安全係

電話：03-5253-4111（内線 3939）

別紙

事務連絡
令和2年7月15日

スポーツ庁健康スポーツ課 御中

海上保安庁交通部安全対策課

遊泳中の事故防止に関する安全啓発について（協力依頼）

平素より海上保安業務に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、今般、内閣府大臣官房政府広報室に御協力いただき、7月期の政府広報として、遊泳中の事故防止に関する知識の習得を目的とした安全啓発動画が作成されました。

本年は、コロナ禍に伴い例年開設されている海水浴場の3割超が不開設となる動きが認められます。不開設となった海岸では、監視員等の不在が惹起する溺水や遊泳区域を示すブイ等の未設置に伴うマリンレジャーの混在に伴う事故等が懸念されます。

つきましては、今夏の特殊な状況における痛ましい事故を未然に防ぐことを目的として、適切に開設された海水浴場の利用及び開設された海水浴場において海水浴を楽しむ場合の留意事項を周知するため、各都道府県の小学校・中学校・高校を担当する都道府県教育委員会等を通じ、各学校から児童・生徒保護者へ周知していただくとともに、都道府県スポーツ担当課等を通じ、広く一般国民に対し、周知されるよう御協力をお願いいたします。

安全啓発動画リンク「海のプロにきく”遊泳時4つの心得”」

<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg20942.html>

(以上)